

後期高齢者医療制度の
新しい被保険者証と
保険料決定通知書を送付します



75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方に、新しい被保険者証(薄緑色)を7月上旬に送付します。不在の場合は郵便局に留め置かれます。7月中旬に届かなかった場合や、郵便局の保管期限が過ぎた場合はお問い合わせください。
※現在の橙色のものは8月1日から使えなくなりますのでご注意ください。
また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します。保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替による納付方法が選択できます。

国民健康保険
高齢受給者証を
更新します

大阪市国民健康保険に加入されている70歳から74歳の方に、7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。現在のものは8月1日から使用できなくなりますのでご注意ください。7月中旬に届かない場合は、お問い合わせください。
※高齢受給者証の名称が「大阪府国民健康保険高齢受給者証」に変更となっています。



令和2年度 国民年金保険料の
免除申請・猶予申請のお知らせ

失業等経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な方は、保険料の納付の免除・猶予を申請することができます。申請時の2年1か月前まで、さかのぼって申請が可能です。城東年金事務所、または鶴見区役所保険年金担当で申請してください。
＜城東年金事務所 ☎6932-1161(ダイヤルイン)＞
問合せ可能日時……平日(月)～(金)8時30分～17時15分
(ただし週明け最初の開庁日は19時まで延長)
第2(土)9時30分～16時
●申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行います。審査の結果、免除が承認されない場合があります。
●失業等により納付が困難な場合は、状況を証明する資料が必要になる場合があります。

問合 窓口サービス課(保険年金)3階③番 ☎6915-9956

「市税等納期限のご相談」

新型コロナウイルス感染症の拡大等の事情により、納期限までに納付が困難な場合は、納税を猶予する制度があります。新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、お電話でのお問い合わせをお願いします。
お問い合わせの前には、大阪市ホームページなどもご覧ください。

問合
市税の納税や猶予に関すること
京橋市税事務所収納対策担当 ☎4801-2949
※問合せ可能日時…平日9時～17時30分
(金曜日は9時～19時)

法人市民税や事業所税等の納税や猶予に関すること
船場法人市税事務所収納対策担当 ☎4705-2949
※問合せ可能日時…平日9時～17時30分



要援護者名簿の「同意書」
を対象の方へ送付します

7月中旬頃に「同意書」を送付させていただきます。地域における見守り活動や災害時の避難支援のために、あなたの情報を地域の団体や民生委員などにお知らせしてよいか、お聞かせください。あなたの情報をお知らせすることで、地域における日頃の見守り活動や災害時の準備などに活用します。

対象者 行政情報により把握している支援が必要な高齢者・障がい者の方など

提出方法 「同意書」にあなたの意向をご記入のうえ、返信用の封筒に入れてポストに投函してください。

問合 鶴見区社会福祉協議会 見守り相談室
☎6913-7070 ☎6913-7676



各種無料相談日 7月

	相談名	日 時	申込方法	場 所
①	法律相談 (弁護士)	7月10日(金)・31日(金) 13時～17時 (毎月第2・第4金曜日) ※7月は振替となります	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※16名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所 3階相談室 ※コロナウイルス 感染症予防のため、 扉を開けて 相談業務を 行っています。
②	不動産相談 (宅地建物取引士)	7月14日(火) 13時～16時 (毎月第2火曜日)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分以内)	
③	司法書士相談 (相続・贈与、会社・ 法人の登記、成年後見など)	7月15日(水) 13時～16時 (毎月第3水曜日)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分以内)	
④	行政書士相談 (相続・遺言、帰化申請、 建設業・民泊等各種営業許可 など)	7月8日(水) 13時～16時 (奇数月第2水曜日)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人40分以内)	
⑤	花と緑の相談 問合 鶴見緑地公園事務所 6912-0650	中止	次回は9月9日(水) 予定 (毎月第2水曜日)	鶴見区役所 1階ロビー
⑥	ごみの出し方・ リサイクル相談 問合 城北環境事業センター 6913-3960	7月21日(火) 14時～16時 (毎月第3火曜日)	当日会場にて受付	
⑦	人権相談(専門相談員) (いじめ、差別、虐待、 セクハラ、DVなど) 問合 総務課(教育) 6915-9734	【平日】 9時～21時 【日・祝】 9時～17時30分	専門相談員が電話、FAX、メール、面談で相談をお受けします。鶴見区役所での相談をご希望の場合は事前にお申込みください(☎6532-7830) ※通話料は自己負担 ☎6531-0666 ✉7830@osaka-jinken.net	
⑧	こころの相談 (精神科医) 問合 保健福祉課(保健活動) 6915-9968	7月10日(金) 14時～15時30分	事前に電話または⑪番窓口にて受付(☎6915-9968) ※各日2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所 1階⑪番窓口
⑨	●日曜法律相談 ●ナイター法律相談	日曜法律相談は7月26日(日)浪速区役所で実施。ナイター法律相談は7月29日(水)北区民センターで実施。詳しくは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」(☎4301-7285)までお問い合わせください。 ※マスク着用の徹底をお願いいたします。マスク未着用の場合、相談ブースへの入室はお断りいたします。 ※体調不良とお見受けされる場合は、相談ブースへの入室をお断りすることがあります。		